

許可番号 10620040337

産業廃棄物処分業許可証

住 所 大阪府高槻市唐崎北二丁目15番1号

氏 名 阪神金属興業株式会社

代表取締役 川本 泰行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

高槻市長

濱 田 剛 史



許可の年月日 令和 6年12月16日

許可の有効年月日 令和11年12月14日

1. 事業の範囲

事業の区分 : 中間処理

処分の方法 : 破碎

取り扱う産業廃棄物の種類

(石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

- 1 廃プラスチック類 2 木くず 3 ゴムくず 4 金属くず
以上 4 種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類: 破碎施設

設置場所 : 高槻市玉川一丁目10番1

設置年月日: 平成16年10月28日

処理能力	1 廃プラスチック類	3. 8 t/日
	2 木くず	3. 4 t/日
	3 ゴムくず	4. 4 t/日
	4 金属くず	4. 8 t/日

以下余白

3. 許可の条件

なし

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年12月15日 新規許可

令和 6年12月16日 更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

④ ・ 無

以下余白